



DIAM毎月分配債券ファンド

<愛称:円パワーズ>

追加型投信 / 内外 / 債券

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	債券	その他資産(投資信託証券(債券))	年12回(毎月)	グローバル(日本を含む)	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

「DIAM毎月分配債券ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2016年9月23日に関東財務局長に提出しており、2016年9月24日にその効力が発生しております。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]

DIAMアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号

設立年月日:1985年7月1日

資本金:20億円(2016年6月30日現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:6兆2,730億円(2016年5月31日現在)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

委託会社への照会先

【コールセンター】0120-506-860

(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】<http://www.diam.co.jp/>

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されております。

請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等は委託会社の照会先までお問い合わせください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

DIAM内外債券マザーファンドを通じて、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 国内公社債^(※1)を中心に投資し、安定的なインカムゲインの獲得をめざします。

- 国内公社債の実質組入比率は、原則として純資産総額の50%以上とします。
- 社債等へ投資する場合は、組入時においてA格^(※2)以上を取得しているものに限定します。

(※1) 日本国債、国内企業発行の円建社債等とします。

(※2) S&P、Moody's、JCRまたはR&Iによる格付を基準とします。

2 海外の国債等^(※3)にも為替リスクを抑えつつ投資を行います。

- 海外(先進国)の国債等に対しては、為替予約取引を活用し為替ヘッジを行います。この為替ヘッジによりファンドの為替変動リスクを低減し、より安定的な値動きを期待することができます。
- 原則として、OECD(経済協力開発機構)に加盟している先進国の中から、組入時においてAA格^(※4)以上を取得している国債等を厳選し投資します。
- 投資対象国の選定にあたっては、為替ヘッジコストを考慮した金利水準、市場環境、金融政策の方向性、発行体の財政状態等を総合的に勘案し決定します。

(※3) 政府機関債や州政府債などを含みます。

(※4) S&PまたはMoody'sによる格付を基準とします。

1. ファンドの目的・特色

3 国内公社債と海外の国債等の実質組入比率は、各国の金利水準や経済ファンダメンタルズ等を勘案し決定します。

- 各国の金利水準や金融政策の方向性等の市場見通しの分析を行い、国内公社債と海外(先進国)の国債等の組入比率を随時変更します。

※ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、原則として3～7年の範囲内とします。

デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味するもので、デュレーションが長いほど金利変動に対する価格感応度が高くなります。このため、債券投資におけるリスク尺度として使用されます。

4 毎月決算を行い、安定的な収益の分配をめざします。

- 毎月23日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、原則として利子配当等収益等を中心に分配を行います。

収益分配のイメージ



- 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※マザーファンドの組入比率は、高位を維持することを基本とします。

1. ファンドの目的・特色

投資信託の収益分配金に関するご説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



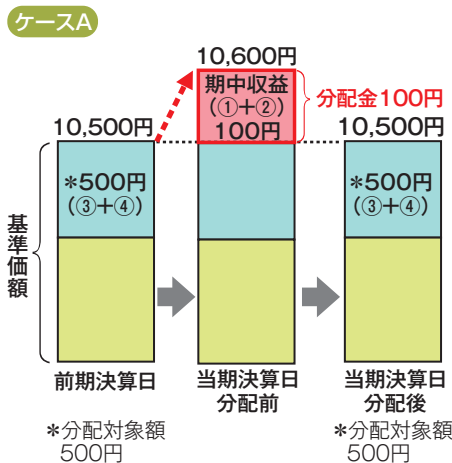
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

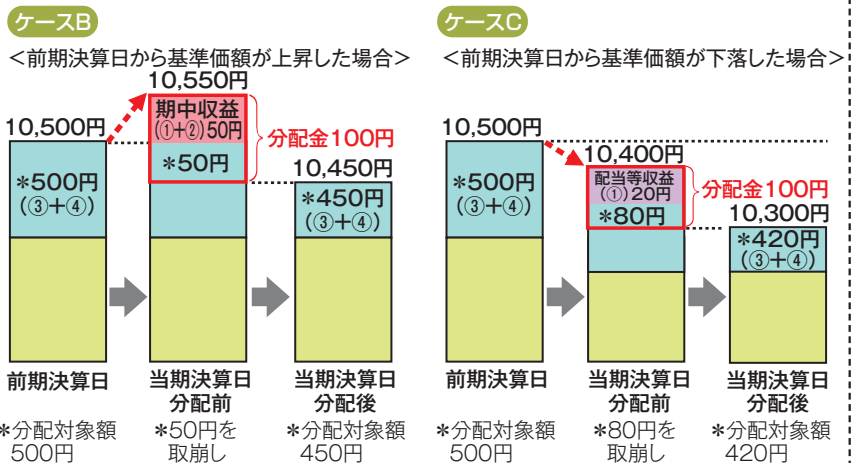
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

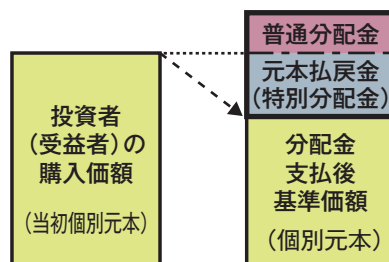
- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

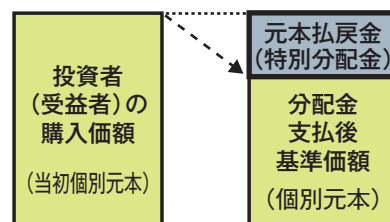
投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



- 普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- 元本払戻金(特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

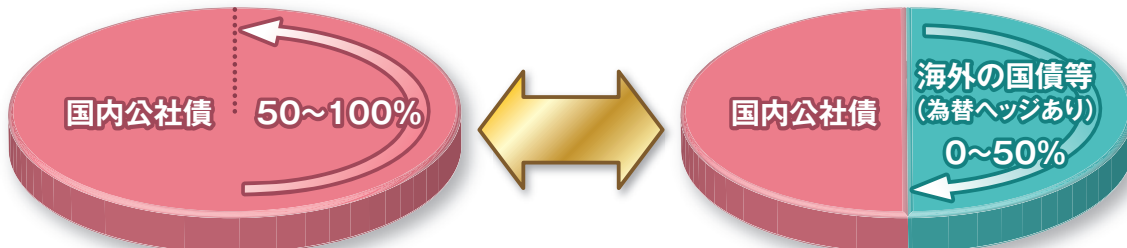
1. ファンドの目的・特色

～ファンドの組入比率変更～

- 国内公社債と海外の国債等の実質組入比率は、各国の金利水準や金融政策の方向性等の市場見通しの分析を行い、随時変更します。

組入比率の変更イメージ

国内公社債の実質組入比率は、原則として純資産総額の50%以上とします。



例えば、海外の金利上昇局面(米国の2004年6月～2006年6月の連続利上げ局面等)で、海外の国債等の価格下落に加え、為替ヘッジにかかる費用も上昇すると考えられる場合。

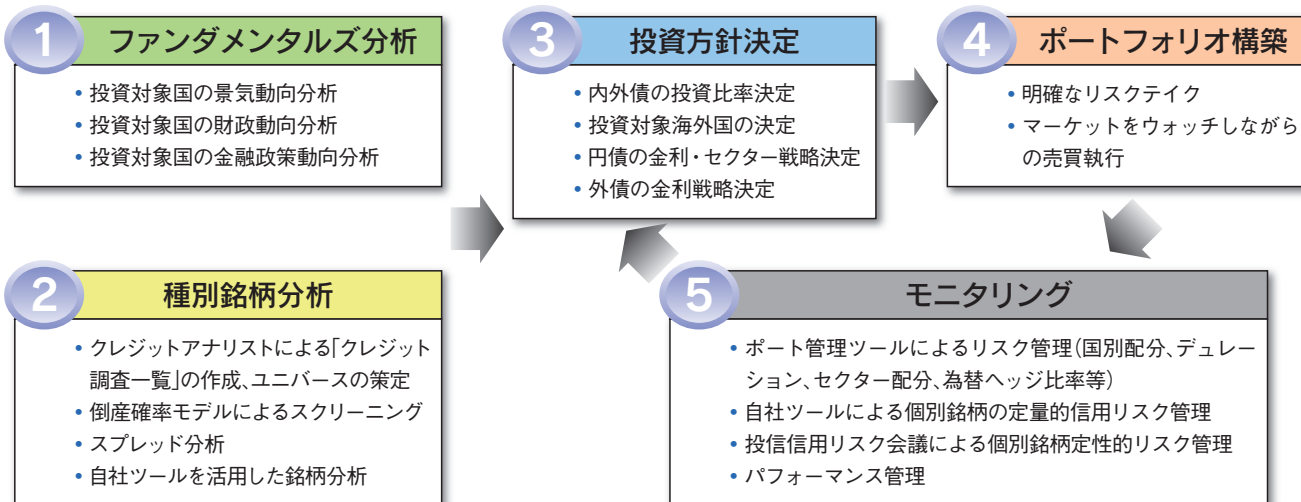
国内公社債の組入比率を高めます

例えば、国内と海外の短期金利差が比較的小さい局面で、為替ヘッジにかかる費用を考慮しても海外の国債等が魅力的と考えられる場合。

海外の国債等の組入比率を高めます

※ 上記は組入比率の変更について説明するためのものであり、実際の組入比率とは異なります。

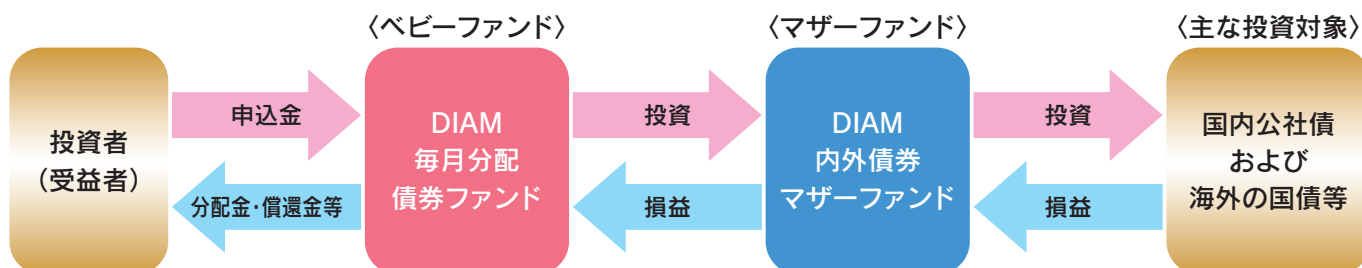
運用プロセス



ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

主な投資制限

- ① マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

マザーファンドの概要

DIAM内外債券マザーファンド
主要投資対象
国内公社債および海外の国債等
投資態度
<p>① 主として、国内公社債(*1)および海外の国債等(*2)に投資することにより、安定的なインカムゲインの確保とともに中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行います。</p> <p>② 社債等の組入れにあたっては、原則として組入時においてA格以上(S&P、Moody's、JCRまたはR&I)を取得している債券とします。また、信用リスクの分散の観点から、原則として1発行体あたりの投資額はファンド元本総額の2%以内とします。</p> <p>③ 国内公社債の組入比率は、原則として純資産総額の50%以上とします。</p> <p>④ 海外の国債等の組入れにあたっては、原則としてOECDに加盟している先進国の中から厳選し、組入時においてAA格以上(S&PもしくはMoody's)を取得している債券とします。</p> <p>⑤ 海外の国債等の投資対象国については、為替ヘッジコストを考慮した金利水準、イールドカーブの形状等の市場環境、金融政策の方向性、発行体の財政状態等を総合的に勘案し決定します。</p> <p>⑥ 外貨建資産については、原則として為替フルヘッジを行います。</p> <p>⑦ 国内公社債と海外の国債等の組入比率は、それぞれの金利水準や金融政策の方向性等を勘案し決定します。</p> <p>⑧ ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、原則として3～7年の範囲内とします。</p> <p>(* 1) 日本国債、国内企業発行の円建社債等とします。</p> <p>(* 2) 政府機関債や州政府債などを含みます。</p>
主な投資制限
<p>① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

信用リスク

当ファンドが実質的に投資する債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、債券の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

為替リスク

当ファンドは実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

リスクの管理体制

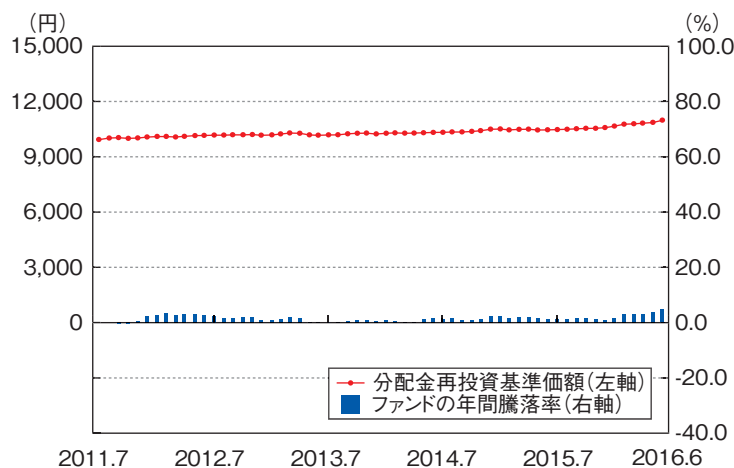
委託会社では、運用パフォーマンス評価を運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行き、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

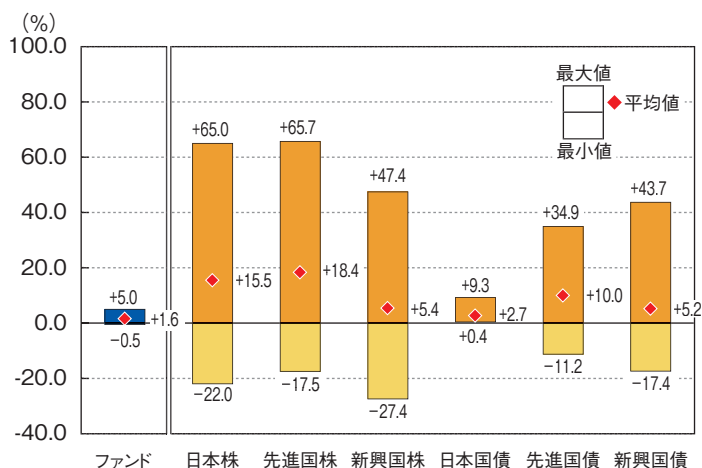
2. 投資リスク

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



ファンド：2011年9月～2016年6月

代表的な資産クラス：2011年7月～2016年6月

* ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

* ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

* 上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

* 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

* 各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(円ベース、配当込み)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース、配当込み)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ベース)

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

●「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

●「MSCIコクサイ・インデックス」「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

●「NOMURA-BPI国債」は、野村証券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

●「シティ世界国債インデックス」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。

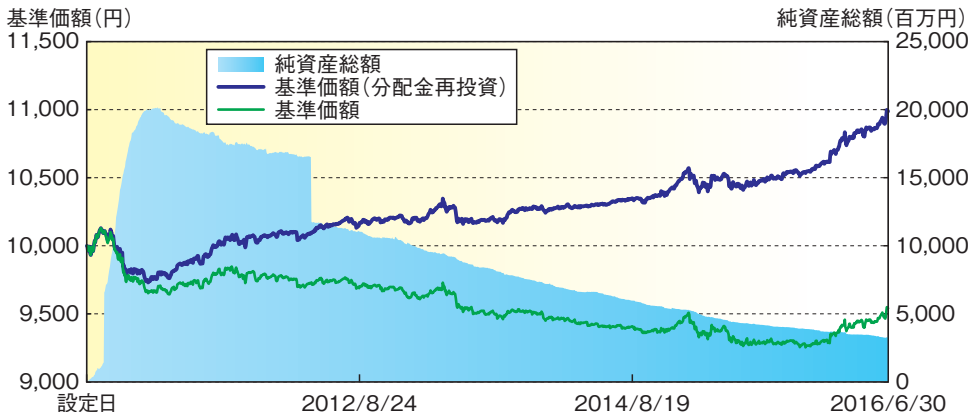
●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

3.運用実績 データの基準日:2016年6月30日

基準価額・純資産の推移

《設定日(2010年9月3日)~2016年6月30日》

分配の推移(税引前)



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2010年9月3日)
 ※基準価額は信託報酬除後です。

第66期 (2016.02.23)	20円
第67期 (2016.03.23)	20円
第68期 (2016.04.25)	10円
第69期 (2016.05.23)	10円
第70期 (2016.06.23)	10円
直近1年間累計	210円
設定来累計	1,350円

(注)分配金は1万円当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄一覧 (注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	投資比率
1	DIAM内外債券マザーファンド	99.81%

■DIAM内外債券マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	投資比率(%)
国債証券	91.16
内 日本	49.40
内 アメリカ	28.12
内 スウェーデン	7.77
内 ドイツ	5.88
地方債証券	4.31
内 日本	4.31
コール・ローンその他の資産(負債控除後)	4.53
純資産総額	100.00

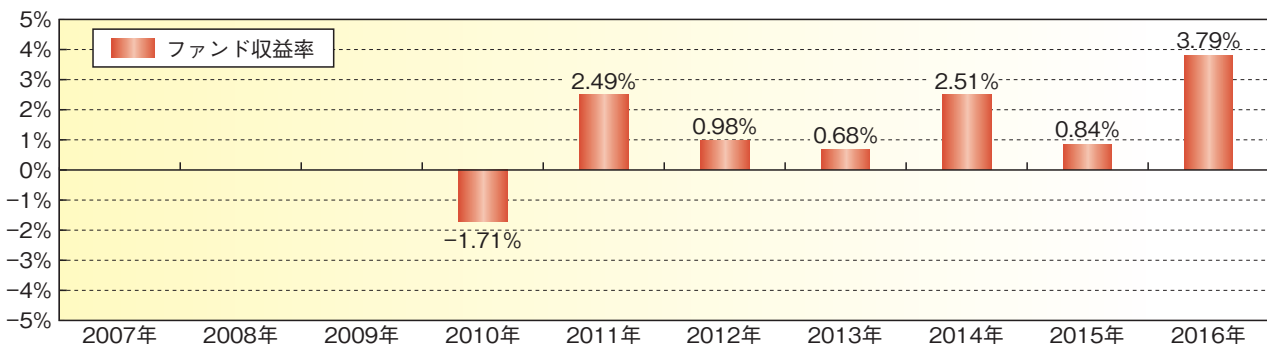
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	利率(%)	償還日	投資比率
1	US T N/B 7.5 11/15/24	国債証券	アメリカ	7.50000	2024/11/15	17.59%
2	145回 利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	1.70000	2033/6/20	16.49%
3	33回 利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	3.80000	2016/9/20	13.68%
4	37回 利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	3.10000	2017/9/20	8.31%
5	SWEDEN 3.5 06/01/22	国債証券	スウェーデン	3.50000	2022/6/1	7.77%
6	US T N/B 3.875 08/15/40	国債証券	アメリカ	3.87500	2040/8/15	5.89%
7	DEUTSCHLAND 6.25 01/04/24	国債証券	ドイツ	6.25000	2024/1/4	5.88%
8	US T N/B 6.875 08/15/25	国債証券	アメリカ	6.87500	2025/8/15	4.64%
9	24年度5回 埼玉県公募公債	地方債証券	日本	0.25200	2017/9/27	4.31%
10	39回 利付国庫債券(20年)	国債証券	日本	2.60000	2018/3/20	3.54%

その他資産の投資状況

資産の種類	投資比率(%)
為替予約取引(売建)	△42.76
債券先物取引(売建)	△20.95

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。

※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2010年は設定日から年末までの収益率、および2016年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円)
購 入 価 額	お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換 金 単 位	各販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購 入 の 申 込 期 間	2016年9月24日～2017年9月22日 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	無期限です。(設定日:2010年9月3日)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ① 受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。 ② 受益者のために有利であると認めるとき。 ③ やむを得ない事情が発生したとき。
決 算 日	原則として毎月23日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	1兆円とします。
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。 (URL http://www.diam.co.jp/)
運 用 報 告 書	毎年6月、12月のファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示しております。(URL http://www.diam.co.jp/)
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 ※配当控除の適用はありません。
基 準 価 額 の 照 会 方 法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (当ファンドの略称:円パワー毎月)

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入価額に、 2.16% (税抜2.0%) を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。 ※詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。		
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.6048%～年率0.9504% (税抜0.56%～税抜0.88%) 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※信託報酬率は、毎年6月および12月の各計算期末において見直すこととし、各前月末における日本相互証券株式会社の発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて以下の通り決定され、当該計算期末の翌日から適用するものとします。 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	新発10年固定利付 国債の利回り (終値)	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)(年率)	
	信託報酬 税込(税抜)	委託会社	販売会社 受託会社
	3%未満 年率0.6048% (0.56%)	0.23%	0.30% 0.03%
	3%以上4%未満 年率0.7236% (0.67%)	0.28%	0.35% 0.04%
	4%以上5%未満 年率0.8424% (0.78%)	0.33%	0.40% 0.05%
	5%以上 年率0.9504% (0.88%)	0.38%	0.45% 0.05%
	主な役務	委託した資金の 運用の対価	購入後の情報提供、交付運用 報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理等 の対価 運用財産の保管・管理、委託 会社からの運用指図の実行 等の対価
その他費用・手数料	その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の諸費用 ・外国での資産の保管等に要する諸費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用・手数料等はその都度ファンドから支払われます。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。		

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2016年6月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合
NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託
などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に
該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧め
します。

